

Title	大君と自主と独立：近代朝鮮をめぐる翻訳概念と国際関係
Sub Title	"Tycoon", "Sovereignty", "Independence": translated concepts and international relations surrounding Modern Korea
Author	岡本, 隆司(Okamoto, Takashi)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2011
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.28, (2011.), p.143- 175
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集1：近代日本の外交
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20110000-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大君と自主と独立——近代朝鮮をめぐる翻訳概念と国際関係——

岡本隆司

はじめに

外交交渉はことばで行う。しかもほとんどの場合、異なる言語によるため、翻訳の必要が生じる。したがって、外交交渉を通じて構築される国際関係や対外秩序は、翻訳概念の複合でできあがっている、といっても過言ではない。

近代の東アジアで最も重大な国際問題は、朝鮮の地位であった。一九世紀の後半、明治日本がこれを「自主之邦」と表現したのは、周知の事実であろう。しかしその「自主」という漢語の術語概念をどのように解釈するか、が一大争点となり、ついには戦争にまでいたった。それはやがて、韓国併合をもみちびいてゆく。

筆者はすでにそうした事実経過を、主に「属国」という概念との関係から明らかにしてきた。⁽¹⁾けれども、日

本が提起した「自主」概念そのものの分析は、なお十分ではない。そこで本稿は、二〇世紀に入る直前まで、およそ半世紀ほどのタイムスパンをとって、「自主」概念とその展開を通時的に考察する。ひいては、一九世紀後半の東アジアの対外秩序と翻訳概念の關係の一面をも、明らかにしたいと思う。

一 「大君」の消滅

西洋諸国と「大君」

周知のとおり、徳川將軍の対外的な称号を「大君」という。しかしつねに、あらゆる局面でそうだったわけではなく、時期や相手は限定的なものであった。

まずあげられるのが、幕末である。日本の開国が一八五四年の日米和親条約に始まることはいまでもあるまい。その第二二条に「日本大君」という語句があり、該当する英文テキストは“the August Sovereign of Japan”である。日米和親条約の文面は全体として、一八四四年に締結された中米望廈条約を下敷とし、この部分は「大清大皇帝 (the August Sovereign of the Ta-Tsing Empire)」であった。⁽²⁾したがってアメリカの側は、中国の「皇帝」同様、唯一無二の主権者、「日本皇帝」のつもりだったはずなのに、そうならないところに、日本特有の事情がある。

この日米和親条約のなかでも、第二二条で「日本大君」と作った同じ“the August Sovereign of Japan”を、前文は「日本君主」と和訳している。⁽³⁾だから条約を調印した時点では、アメリカあるいは西洋に対し、日本の主権者ないしは徳川將軍を「大君」と称すと確定していたわけではない。しかしその批准交換に及んで、はっ

きり「大君」を將軍の対外的な称号にしよとの決定がなされた。⁽⁴⁾

アメリカの側が唯一無二の主権者の「皇帝」を想定して、“the August Sovereign of Japan”と記したのに対し、幕府はそれに答えるに徳川將軍、「大君」をもつてした。にもかかわらず、幕府は通商条約の締結に勅許を申請し、拒絶されたことで、外交権の独占を自ら否定してしまう。いわば内外整合しない言行不一致であって、それが日本の統治体制という、潜在していた問題を白日の下にさらすことになった。

それをするどく指摘し、また明快に書き残してくれたのは、初代イギリス駐日公使のオルコック (Sir Rutherford Alcock) じやあ。

過去何代となく、ただ君臨しているにすぎない名ばかりの君主と、ただ統治するだけで君臨しない帝国の代理者というこの二重の機構 (double machinery) は、たしかに甚だ奇妙なものである。これがひさしく継続されてきた結果、世界の他のどこにも、これまで決してなかったような二重組織 (duplicate system) を生み、これがありとあらゆる細かなものにまでほぼゆきわたっている。⁽⁵⁾

そしてその「二重の機構」は、「大君」と条約を結んだ外国にとつて、不都合きわまりないのであった。

大君の結んだ条約によって樹立された実際の関係がどんなものであるか、これではじめてはつきりわかったように思う。大君は、条約を結びはした。だが、ミカドは決してその条約を批准したり、認可したりしなかった。したがって、大名たちにその条約をまもるように強制できなかったのである。ミカドの認可の

ないことには、条約は大君の領地（開港場と江戸）以外の何人に対しても、さらには江戸にいる大名やその家臣に対してさえも、何の拘束力ももたないのであった。大名の家臣たちは、まったく大君の支配下にある地域内でさえ、条約に背いて外国人を侮辱したり、傷つけたり、殺害したりすることを何とも思わなかったのである。西洋諸国は日本とその元首とではなく、五つの港とそれに隣接する地域のみを統治している大君とだけ、条約を結んだのである。⁽⁶⁾

そこでオルコックは、こうした情況を変える方向、つまり一方的な幕府支持から天皇のもとに幕府と雄藩を連合させる政策への転換を構想する。それがイギリスの対日政策転換の契機となり、⁽⁷⁾やがて後任公使のパークス（Sir Harry Smith Parkes）の薩長支持をみちびいた。ひいては、日本の進路をも規定し、いわゆる「二重の機構」を一元化せしめる方向へむかう。その帰結が倒幕、すなわち「大君」を消滅させた明治維新だった。⁽⁸⁾

「大君」と朝鮮

以上の大づかみな史実経過については、日本人にはほとんど常識だといってよい。そこで注目すべきは、西洋にとつて不都合だった「二重の機構」は、西洋が到来する以前には、顕在化しないばかりか、むしろ円滑に運用されていた事実である。

国内政治はいうまでもあるまい。対外関係においても然りであつて、朝鮮はその典型である。通信使を派遣する朝鮮王朝は、江戸時代の日本がほぼ唯一、国交と呼びうる関係をもっていた外国であり、そもそも「大君」という称号も、その朝鮮との関係から考案され、良好な日朝関係を担保するものだった。

「大君」はあまり普通に使わない漢語であって、意味も必ずしも一定したものではなかった。日本側が朝鮮との関係で、これをはじめて使ったさい、何を典拠とし、主観的にどんな意味をこめていたかは、なお定説はなさそうである。⁽⁹⁾しかしながら、ともかくも「至尊の名」だったから、⁽¹⁰⁾それを使う幕府の側としては、忌避すべき称号の「日本国王」といわずに、対内的にも対外的にも主権者たることを明示し、朝鮮国王と対等、あるいはそれ以上だと主張するねらいがあった。

いっぽう朝鮮は周知のように、明朝・清朝と事大関係にある朝貢国であり、その主権者は「朝鮮国王」と称する。したがって日本との対等な交隣関係をもつには、日本の主権者も「王」でなくてはならない。日本側が「王」と称さないのは、すこぶる不都合だった。そこでたとえば、間に立った対馬の国書改竄問題が避けられなかったのである。⁽¹¹⁾

それなら朝鮮側は、なぜ「大君」で納得したのか。朝鮮での「大君」とは、王子の称号であり、元首ではありえないので、「日本国大君」は「朝鮮国王」よりも下位にある。明朝が衰退滅亡して「小中華」を自任する朝鮮の立場からすれば、百歩譲って、日本と対等だ、という意識にはかならない。地位だけでいえば、対等の「王」が可なら、下位の「大君」はいっそう可であって、朝鮮側が「大君」に非をとなえる理由はなかった。⁽¹²⁾端的にいえば、「大君」が存在するからこそ、主権者が対等以上でありうる。

つまり「大君」という同じ漢語ながら、日朝それぞれが有するニュアンスのちがいで、双方の解釈がまったく異なっていたこと、そしてその齟齬により、双方ともに各々の自尊心を満たすことができ、両国の関係が二百年の間、ともかくも円滑になっていたことがわかる。「大君」の称号は、「皇帝或は天子及び王号の古今一定して易ふ可らざる者の若きに非ざる也」、だからこそ「何の不可有らん哉」と雨森芳洲が言い切ったのも、こ⁽¹³⁾

うしたところに理由があった。

徳川将軍が誰の眼にも、まごうかたなき主権者であるうちは、目につく紛糾はおこらなかつた。もつともそれは、問題がまったく存在しなかつたことを意味しない。新井白石が「日本国大君」の称号を「日本国王」に改めようとしたのは、そうした機微に気づいていたものである。朝鮮の側でも、いわゆる星湖学派の祖、李滉がいつそう明快に論じた。たとえば日本で「大君」が消滅して、主権者が天皇に代わるとどうなるか。漢字の用法からして、「王」よりも「皇」のほうが上位にあるため、朝鮮あるいは従来の交隣関係にとって、きわめて都合の悪いことになる。⁽¹⁴⁾そして現実の歴史の進行は、そちらへ向かうのであつた。

二 明治維新と「独立」概念

日朝関係の変化

日朝通交の運営は対馬藩が支えていた。「徳川将軍と朝鮮国王との対等の関係は」、対馬藩という「裏方の外交実務があつて、はじめて成立していた」⁽¹⁵⁾。いな、対馬の経済的・地域的に不可欠な利害が、江戸時代の日朝通交を存在せしめた、というほうが正確かもしれない。

耕地に乏しい対馬には、朝鮮との貿易しか生計をたててゆく道がなかつた。米穀や人参を輸入し、それにみあう銀・銅を日本からもちだす、という形態である。ただし、この朝鮮貿易を円滑にすすめるため、対馬が払つた努力は並大抵ではない。日本側を代表する出先としての外交活動を一手にひきうけ、しかも朝鮮側の不興を買つてはならなかつた。そこで徳川幕府に従う一藩でありながら、朝鮮にも服属する態度をとる。朝鮮からみ

れば、対馬藩は朝貢国にほかならず、当然に臣礼を要求した。⁽¹⁶⁾

つまり日朝の通交は、こうした朝鮮王朝・対馬藩の關係と通信使による通交との二重構造になっていたわけであり、だからそこで重大な役割をはたした対馬藩の地位も、幕府と朝鮮の両者に属する二重性を帯びていた。江戸時代の日朝關係は、「大君」という称号の二重性、いわば抽象的・名分的なそれを、対馬の地位という具體的かつ現実的な二重性で裏打ちしていたといえよう。

「大君」の凋落と並行して、そうした対馬の二重性も揺らぎはじめていた。その原因は一にかかって貿易の退潮にある。日本から持ち出しうる貴金属が大幅に減少したからである。対馬としては、貿易の利益も思うように獲られないのに、通交をそのまま続行できるはずはない。幕末の文久元治年間以降、対馬藩が日朝通交の刷新を訴えつづけるようになるのも、そのためである。つまり開国によって、「大君」称号の二重性が顕在化し、疑問をもたれるのと歩調をあわせる形で、対馬の実務的な二重性もまた、改変に向かつて動き出していた。ところが通交実務の刷新が実現しないまま、「大君」が消滅し、幕藩体制は崩壊してしまった。明治政府はその船出早々、朝鮮との通交を再編する必要に迫られ、従来の対馬・朝鮮關係を「私交」とみなし、その解消と両政府間の条約締結をめざす。いわゆる「外交権の一元化」⁽¹⁸⁾であるが、それは「大君」・対馬藩の二重性を解消した動きの帰結でもあった。

しかしながら外交は、相手のあることである。日朝通交の刷新にあたって、日本側がどのようにそれをこころみたか、また朝鮮側がどのようにそれに応じたかは、また別の問題として考えなくてはならない。それは旧来の二重性を王政復古・廢藩置県で国内的に解消、一元化しただけでは、解決しないからである。

「外交権の一元化」を果たそうとする日本が、まず朝鮮にみいだしたものは、その国際的な地位の不明明で

ある。いな、この言い方は正確ではない。日本が「二重の機構」だったうちは、それは問題でなかった。日本が西洋流の近代国家をめざし、二重性を解消しようとしたがゆえに、従来の二重性に適応していた朝鮮の対外関係が、わからなくなつたのである。

日本側の見方は大きく分けて、二とおりあつた、といつてよい。第一は、対馬藩が明治政府に上申した、

同国之義、清国に附属同様の国柄ニ而、其正朔ヲ奉シ、特立之國ト申ニ無之、中古以来國王幕府ト匹敵之礼遇相立來候。随而此節天皇御直対ト相成候上、均敵之御行礼ニ而、乍恐御失体之御事奉存候。⁽¹⁹⁾

という一節が代表する見解である。朝鮮は清朝の「附属同様」であり、しかも国王と幕府の将軍が対等だったので、天皇をいただく明治日本とは対等たりえない、という趣旨であつた。

しかし日本の、とりわけ外交当局のみかたは、これだけではない。日本との関係では、「天子ト將軍トノ別ハ更ニナシ。……故ニ今天皇陛下親ラ政事ヲナシ玉フトモ、我朝鮮ニテ格式ヲ下ル事ハナシカタシ」とし、清朝との関係では、

……其体裁君臣ノ分明了ナレトモ、服飾制度ヲ始め、凡百ノ事、清ノ裁制ヲ受ス。兩國共ニ痛痒ニ關係セス。故ニ道光鴉片ノ乱ヲ始め、長毛ノ一揆ニモ、朝鮮ノ仏人ト戦ヒテ敗衄シタルモ、相互ニ越人胡人ノ肥瘦ヲ視ル如シ。外国人モ清国部内ノ國ト視ス。按ニ、西洋ノ公法、獨立國ト半獨立國トノ論アリ。朝鮮ハ此半獨立國ニ当ルカ、國體ノ起ル処ヲ正ササレハ、議論帰着シカタシ。再按スルニ、西洋人國體ト公法ヲ

論シテ云、本国ト属国トノ論ハ、モシ属国ト他ノ外国ト兵端ヲ開ラキ戦争ヲ興ス時、本国ニテ属国ノ戦争ニ関係セス、援兵ヲモ出サス、和睦ヲモ取扱サル時ハ、属国ノ縁ヲ切り、他ノ外国ヨリ視テ独立国ト許シナス由ナリ。⁽²⁰⁾

とする意見もあつた。つまり王政復古の日本と朝鮮は対等であり、かつ朝鮮は清朝の「属国」ではない、という趣旨である。

明治維新より江華条約締結にいたるまで、朝鮮の国際的地位に関する認識と外交政策は、この二者を押しきれないまま、逡巡していた。日本国内の問題の立て方としては、朝鮮は「属国」なのか、それとも「独立」なのか、が焦点だったのであり、それは旧来の二重性の解消によっておこつた振幅にほかならない。朝鮮側が「大君」時代の交隣関係のもちかたに固執した書契問題も、その対外的な反映だと考えることができよう。

「独立」という術語概念

そこで注目すべきは、朝鮮を目して日本の側が用いている「特立之国」「独立国」などの術語表現である。「独立」ということばを independence の訳語とする用例は、明治以前からあつた。⁽²¹⁾しかしそのことから、外交術語、国際関係の法理的な術語としても、「独立」が通用していたかどうかは、検討を必要とする。

めやすとなるのは、国際法の翻訳である。まず漢文版の『万国公法』をみると、そこには「特立」「独立」ということばはあるけれども、independence の訳語ではない。それに相当する漢語は、「自主」「自立」である。第二は、西周の翻訳にかかる『畢洒林氏万国公法』^{フイセイリン}（慶応四年）である。その第一章に以下のようにいう。

第二節、公法にて国と称する語は、各自ら特立して他に服属することなく、礼を以て相交る建奠自主の国を指す。

第三節、然れども人民自ら特立国を建んと欲し他に服従せず言行を以て其意を示したる者は、他国未だ直に特立建国となして是を予認【他国より其義に与し予へて独立国たりと認むるをいふ】せずとも、公法の条規亦是に準すおきて

……

さらに第二章第十一節には、「特立自主の権」という術語もある。(22)ここにいわゆる「特立」「自主」「独立」の語は、『万国公法』の「自立」「自主」の用法にはほほひとしい。とりわけ「自立」の語には「特立」が該当し、【】内の夾註で「独立」といいかえている点、注意を要する。(23)これがそのまま「独立」となっていないのは、漢文の「独立」が本来「孤立」「孤独」の意味だからなのであらう。

わかりやすい日本の書物を例にとつていえば、明治のベストセラー、中村正直が漢文に訳した『西国立志編』（明治四年）が、そのひとつの典型である。そこに「自主」「自立」の語は出てきても、「独立」は用いていない。

しかし一般的な日本語では、むしろ「独立」が主流をしめつつあった。『西洋事情初編』（慶応二年）にはじまる福沢諭吉の一連の著述は、その好例である。『西洋事情初編』にはアメリカ独立革命のくだりで「独立」(24)「独立不羈」の用例があり、以後の『学問のすゝめ』『文明論之概略』でも、ふつうに「独立」ということはが

使われている。

福沢諭吉は「洋書を訳するに唯華藻文雅に注意するは大に翻訳の趣意に戻れり」として、「文章の体裁を飾らず勉めて俗語を用ひた」という⁽²⁵⁾。「独立」が当時の「俗語」なのかどうか、にわかにははかりがたい。けれどもこうした用例から、日本語としては「独立」が普通だったこと、しかし明治以前は、漢文漢語としてはなお熟した概念とはなっておらず、「自立」「自主」のほうが適切であったこと、その言い換えとして「特立」ということばがあり、これが「独立」と同義で通じていて、次第に「独立」に取って代わられたことがわかる。明治に入ると、政府外交の公文書のレヴェルでも、「独立」を用いたことは、上にみたとおりである。

三 江華条約と「自主」概念

以上を念頭に置いて、著名な江華条約の締結事情をみよう。周知のとおり、王政復古以来、朝鮮との交渉は書契問題で停頓していた。日本側は上述のように、朝鮮の国際的地位に判断がつかないまま、相手の出方を注視しつつ交渉を試みた。そのため、朝鮮が「自ら独立と称し両国の君主等対にて交通すべき旨を挙論」する場合と、「自ら清国の属藩と称して事物悉く清に仰ぐの旨を主張」する場合とを想定している⁽²⁶⁾。

ところが条約交渉の段階になると、日本側は朝鮮を日本と対等の「独立国」とみなすことに決した。ながく朝鮮との交渉を担当し、全権の黒田清隆に随行した森山茂も、朝鮮当局に「帝と言、王と言、固より一国の君主也。一国の君主は、即独立自主とす。既に独立自主といへば、帝も王も亦惟同等比権のみ」と発言しており、その間の事情がうかがわれる⁽²⁷⁾。

ここにおいて、書契問題の係争点は、ようやくのりこえることができた、といえよう。日本が「同等比権」と措定し、朝鮮側も対馬・「大君」を通じた旧来そのままの交隣関係に固執しなくなったことで、両者は妥協点を見いだし、江華条約が結ばれるにいたった。その第一条に「従前交情阻塞ノ患ヲ為セシ諸例規ヲ悉ク革除シ」というのは、その表明である。

この条約で最も著名なのは、同じく第一条の「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ」という文言である。これは日本側起草の案文にかかり、それに対する朝鮮側対案も、異論はなかった。しかし双方の解釈が完全に一致していたわけではない。その焦点は「自主」の解釈にある。

日本側がこの条約文になぜ、「自主」という術語をあえて選び、書き入れたのか、その究極的な理由はわからない。⁽²⁸⁾だがそこにこめた意味は、明白である。「自主」とは『万国公法』のそれにほかならず、*independence*の謂であって、「独立」というにひとしい。当時の日本漢語の用法もすでにそうだった。

これに対し朝鮮側は、そうした解釈を共有していない。この当時すでに『万国公法』が朝鮮に入っていたとしても、その「自主」の定義に従うかどうかは、自ずから別の問題である。朝鮮側が同じ「自主」を、日本語の「独立」あるいは英語の *independence* だと解したわけではない。

では、かれらのいう「自主」とは何か。それは清朝との関係に関わっている。江華条約に先だっておこった、一八六六年のフランス艦隊の攻撃たる丙寅洋擾、および一八七一年のアメリカ艦隊の辛未洋擾のさい、朝鮮は清朝の属国であり、内政外交は自主である、と清朝が西洋諸国に対して表明した関係が、それにあたる。こうした関係を「属国自主」と呼ぼう。清朝が江華条約の締結に異をとえなかったのも、直接にはこれによっていた。もちろん朝鮮側の史料に、「独立」という漢語が出てくるはずもない。

したがって、江華条約第一条の「自主」は、客観的にみて、日本が想定する「独立自主」と、朝鮮・清朝の想定する「属国自主」という二重の意味をもっていたことになる。日本の「大君」の二重性が、対外的に、西洋に対しても朝鮮に対しても、解消されたそのとき、「自主」の新たな二重性が発生したのである。もっとも当初、関係者たちはこの「自主」の二重性に、ほとんど気づかなかった。その存在を問題視しはじめるのは、しばらくのちになってからのことである。

貴曆戊寅六月 日附、我外務卿寺島氏へ致サレタル法国教師ノ儀ニ係ル貴簡、我外務卿披読一過シ、「上国」及「上国指揮」等ノ字様、擡頭書法ヲ用ユルニ至テ、驚訝已マス、以為ラク是大ニ条規ノ本旨ニ背キ、名ヲ紊リ札ヲ蔑スルコト特ニ甚シ。夫貴曆丙子年両国大臣ノ条規ヲ講定スルヤ、貴国自ラ自主独立ト称ス、我政府従テ之ヲ信認セリ。故ニ条規第一款大書特筆シテ、「朝鮮国自主ノ邦」ト曰フ。若シ貴国ニシテ別ニ奉スル所ノ「上国」アリテ其「指揮」ヲ仰カハ、是藩属ノミ、自主独立ト称スルニ足ラサルナリ。今貴簡内既ニ「上国」字様アリ、又特ニ擡頭標出シ尊卑ノ別ヲ為スハ何ソヤ。⁽³⁰⁾

以上は一八七八年一月一日、日本の代理公使花房義質が、釜山の朝鮮当局に送りつけた抗議文で、日本側の言い分がはっきりとあらわれている文章である。これには漢訳テキストもあって、「貴国自称自主独立⁽³¹⁾」と同じ文言になっている。

だが朝鮮側は、たとえ旧来の交隣関係そのままの継続ではなかったとしても、江華条約を新たな対外関係のはじまりだとはみなさなかつた。あくまで「旧好」⁽³²⁾の復活にほかならない。日本との条約締結はしたがって、

清朝との関係に影響を及ぼさない、というのがその主張である。

そこで、清朝とのあいだでは、以下のようなやりとりになる。

……小邦の上国に服事せるや、視ること内服に同じ、天下の共に聞知する所なり。鄙国の書契の中、「上国」の二字あらば、曷ぞ敢て擡頭特書せざらんや。……⁽³³⁾

朝鮮は久しく中国に隸す、而して政令は均しく自理に帰す。其の中国の属する所たるは、固より天下の共に知る所、其の自主の国たるも、亦た天下の共に知る所なり。⁽³⁴⁾

朝鮮・清朝の両者とも、別の箇所で「独立」という漢語をたしかに使っている。けれどもそれは、日本語の翻訳を引用した部分にとどまっていて、引用文のように、清韓関係をかれら自身が表現する文脈に、「独立」という漢語が入り込む余地はなかった。またいわゆる「自主」も、決して日本の想定する「独立自主」、「万国公法」の翻訳語の「自主」ではない。「独立自主」はあくまで日本語、日本人の概念だという立場なのである。

しかし清朝と朝鮮がたがいに了解する「属国自主」という概念の内容も、決して確定していない。それはそれまで何とはなしに形づくられてきた慣行を表現しただけで、当事者たる清朝と朝鮮のあいだでさえ、一定一致した定義がなかったからである。

四 「自主」の分裂

この「属国自主」が問題となるのは、一八八〇年代に入ってから、朝鮮が西洋諸国と条約をむすぶ局面においてである。

清朝の北洋大臣李鴻章は当時、それまでの「属国自主」を明文化して、朝鮮と西洋諸国との条約に記載しようと考えた。朝鮮側の代表、金允植はその提案をうけ、「敵邦は中国に対しては属国だが、各国に対しては自主だ」と述べている。江華条約の「自主」「平等」は、日本だけに適用されるものでしかなかったが、このとき西洋諸国にも適用すべきものとみなすようになった。⁽³⁵⁾ さらに以下のように続ける。

第一条にはとくに「中国の属邦」と記し、末尾に中国の年号を繋げてあります。これでは自主の権にさしかえもあろうし、日本人がこれをみれば口実とするにちがいありません。だが……もし自主に碍げがある、といおうものなら、朝鮮には自尊各立の心があるのだと疑われましょう。⁽³⁶⁾

「自尊各立」とは、清朝から離脱して自立する意で、国際法の independence、日本語の「独立」にひとしい。『万国公法』にいう「自立」をひきのばし、いっそう明確にした表現であろう。金允植は日本の想定する「自主」と朝鮮のそれとのちがいを、清朝に「自主」をうったえた場合の「属国」との齟齬を憂慮せざるをえなかった。

清朝と朝鮮との関係は、一八八二年に大きな転機を迎える。ひとつは米朝条約締結のさい、清朝が「属国自主」に新たな定義を与えて、「自主」を名目化しようとしたこと、第二に、その定義にもとづき、壬午変乱で朝鮮の内政に干渉して、大院君を拉致したこと、第三に、以上に直面して、朝鮮の対外関係およびそれに対す

る態度が動搖をはじめたことである。

米朝条約の締結に立ち会って、「自主」の名目化を發案した、李鴻章の部下・馬建忠は、朝鮮が「日本人の蠱惑を受けて」清朝に離反しかねないと危惧した。⁽³⁷⁾ その「蠱惑」こそ「独立」概念にほかならない。

かれは朝鮮の交渉使節、魚允中に対し、朝鮮の日和見的な態度を「隠然、中国と対等になろうとする」もので、「日本の士大夫がことあることに、貴国がみずから独立と半立のあいだにいる、とあざ笑うのも無理はない」と批判する。朝鮮を「公法」の「藩属朝貢之國」だと比定し、かつ朝鮮側が必ずしもそれは自認していない、とみなした。⁽³⁸⁾ そこで出てくる表現が、日本人の發言としての「独立」であり、それを「自主」とはいつていないところに注意すべきである。『万国公法』の用語法にしたがえば、「自主」が independent であるはずだが、「属国自主」の「自主」と混同するため、あえて「独立」としたのだろう。「独立」は日本人の使う概念だとみなしているわけである。

そう考えると、「半立」という見慣れないことはも説明がつく。『万国公法』の用語なら、こども「自主」に対応する「半主 (semi-sovereign)」とくるべきだが、日本語の「独立」にあわせ、あえて「半立」といいかえたものであろう。日本の朝鮮に対する位置づけ、およびその影響を受けた朝鮮の姿勢を警戒したところに注意しなくてはならない。

日本の反論については、壬午変乱のさい朝鮮にわたって、清韓関係をも実見した参事院議官・井上毅の議論で確認しておこう。論旨も語彙も、馬建忠のそれとあい呼応しつつ、より忠実に『万国公法』に即して、明確に「属国自主」を否定する。

……朝鮮は外国と平等に交渉し、使を派し約を修むること、其の自主に由る、是れ各国の認むる所なり、亦た貴国の阻まざる所なり、此を以て其の国の自主独立の証と為す、孰れか然らずと謂はんや。乃るに公法に半主の例有りと謂ふ歟。所謂半主なる者は、内治は其の自主に任ずれども、外交は上国の主持に由るの謂なり。若し使し外交猶ほ其の自主に任じて、上国の管束を受けずんば、則ち約を結ぶ、約を渝ふるは、唯だ其の欲する所のみなりて、上国の主権、安くにか在らんや。故に外交其の自主に任じて、而も猶ほ待つに半主の邦を以てするは、公法に無き所なり。此れ則ち朝鮮の半主の邦に非ざるや、明らかなり矣。朝鮮既に半主の邦に非ずして、自主の国為れば、則ち藩属の名は未だ当らず。藩属と自主、其の勢相ひ反し、相ひ諧ふべからず。⁽³⁹⁾

傍点は引用者が施したものである。「属国（藩属）」と「自主」とがあいられないことを説き、その「自主」の意味をきわだたせるため、「独立」を添えているのである。

五 朝鮮における「自主」の重層化

こうした日清のはざまにあって、朝鮮の側もそれに応じた姿勢をとらざるをえなくなる。そのひとつの典型は、馬建忠からたしなめられた魚允中の発言である。

朝鮮のことを自主というのはよいが、独立といつては誤りである。大清ができてからこのかた、正朔を奉

じてきちんとかえてきた。どうして独立などといえようか。⁽⁴⁰⁾

以上は清朝の「属国」であることをわきまえたうえで、各国に対する「自主」も堅持するという姿勢である。それは前述の金允植とほとんどかわらない。かわったのは、「独立」という語彙が定着したところである。魚允中にとって、日本語の「独立」とは、清朝の「属国」を否定する意味であり、その限りにおいて「自主」と異なる。そして「独立」を排斥する、という点で清朝と同じで、協調を保ちうるわけである。もうひとつの典型は、尹致昊が記した閔泳翊との会話である。

「近いうちに、独立を達成できる機会はあろうか」

「どうしてそんなことを訊くのか。わが国はアメリカ・イギリスなどと条約をむすんだ日、ただちに独立国となった。属国と平等の条約をむすぶという道理など、この世にあるはずもない」⁽⁴¹⁾

西洋諸国との条約締結の根拠となった朝鮮の「自主」が、尹致昊にとっては国際法上の、すなわち日本のいう「独立」にほかならない。また閔泳翊のように、そうは考えない人々もいたのである。

こうして「自主」の意味は、清朝のいう「属国自主」と日本のいう「独立自主」に分裂した。これが朝鮮の事大党・独立党の分立を促し、両者の対立と相剋が一八八四年二月の甲申政変をひきおこす。

この政変では、まず親清派の官僚が日本公使館の武力援助をえた独立党に打倒され、ついで清朝軍の介入で独立党が潰滅した。清朝流の「属国」、日本流の「独立」に傾いた勢力は、ともにほぼ一掃される。

これ以降の朝鮮政府は、「独立」を標榜せず、にもかかわらず、清朝の干渉から離脱を試みる。それを最もよく表すのが、一八八八年から一八八九年にかけての駐米全権公使朴定陽の行動⁽⁴²⁾である。かれの赴任にあたって、清朝は朝鮮が「属国」であることを示せるように、かれと清朝の駐米公使との関係を定めた条件の履行を求めた。しかし朴定陽はその要求に従わず、独自にアメリカ政府へ国書を捧呈したため、清朝との関係が悪化した。

以下はかれの弁明として用意された文面の一部である。

本邦は中国に対し、もちろん対等の関係ではありません。しかし各国に対しては、対等の関係なのです。ら、各国とは対等の条約をむすび、対等の礼遇を行うことにいたしました。本邦が各国と結んだ条約の第二条には、「交も秉権大臣を派す」というくだりがありますし、「本邦の内治・外交、均しく自主に由る」とは、中国が公認なされたところで、各国にあてた国王の親書にも明記されています。……ですから本邦は、中国には事大の礼に務め、各国には交隣の誼を修めます。事大と交隣とは、おのずから一致しないものなのです。⁽⁴³⁾

朝鮮はたしかに、清朝とは特殊な関係があるけれども、ほかの諸国とは対等なのであって、その関係には清朝も介入できない、というにある。注目に値するのは、そこに「自主」という概念はあらわれていても、「独立」概念は使っていないことである。

この文書を起草したのは、人脈的には独立党につながり、当時はソウルに軟禁されていた兪吉濬である。そ

の兪吉濬はほぼ同じ時期、「国権」という文章をあらわしている。兪吉濬も「国権」も、とりあげる研究はおびただしく存在する⁽⁴⁴⁾ので、ここでは本稿の行論にかかわる論及にとどめたい。

まず国の主権を理論的に論じ、『万国公法』を下敷にしつつ、対外的な主権を「独立平等の礼を以て、外国の交渉を守る」ものだという。ついで強大国と弱小国との関係を論じ、後者を「受護国」と「贈貢国」とに分別する。読んで字のごとく、「受護国」は保護を受ける国、「贈貢国」は貢物を贈る国である。

それなら、こうした弱小国は独立国かどうかと問い、以下のように断ずる。傍線を付した語句は、原文通りの漢語である。

けだし内治外交がともに自主であり、しかも外国の指図をうけない国は、正当な独立国である。その明証はつきつめれば、いかに貢物を贈ったり保護を受けたりしていようと、ほかの独立国と対等の修好通商条約をとりむすび、互いに外交使節を派遣しあい、交戦講和の宣言布告を自ら行うところにある。以上の行為はすべて主権の行使であり、自主の実のあらわれである。だからこうした権利がなければ、独立国にふくむことはゆるされない。その条約が限定するところにしたがって、これを半独立国といたり、属国と同列に遇したりするのである。

「内治外交がともに自主であ」る「贈貢国」、すなわち朝鮮は、独立国にほかならず、「半独立国」でも「属国」でもない、と述べて、さらにいう。

しかし時務に通ぜず、公法に暗い人は、貢国と属国の区別を立てず、貢物を贈ったから属国と同列なのだ
とみなしがちである。……贈貢国はほかの諸独立国が行使する権利を行使できるから、やはり世界の堂々
たる独立国なのである。属国には条約をむすぶ権はないのに対し、贈貢国は他の独立国と対等の修好通商
条約を結ぶ。属国は領事および貿易事務官を派遣することしかできず、公使を派遣する権はないのに対し、
贈貢国はその締結した条約に拠って、条約をむすんだ相手国に公使を派遣する。……以上が両者にある雲
泥の差であって、ちがいが明白なところである。……⁽⁴⁵⁾

ここには、「独立」概念がふんだんに出てくる。朝鮮は清朝に貢物を贈ってはいいても、国際法上は独立国だ、
というのがその趣旨であって、その「贈貢」を「事大の礼」に、「独立」を「自主」「交隣の誼」に置き換えれ
ば、朴定陽の弁明書にほぼ等しい。異なるのは「独立」概念の有無のみである。

このように両者がほぼ同じなのは、ともに朝鮮政府の外国人顧問デニー（Owen Nickerson Denny）の『清韓
論』（*China and Korea*）が、その理論的なバックボーンとなっていたからである。⁽⁴⁶⁾ 弁明書のほうが清朝に見せ
るための外交文書で、いわば建前の議論と語彙であるとすれば、「国権」は本音だった。この建前と本音の重
層構造、「属国自主」と「独立自主」の二重性こそが、一八八〇年代後半の朝鮮に特徴的な事態である。

もちろん清朝側が、それをみのがすはずはない。建前上「属国」を口にしながら、実質的には「独立」をは
かる朝鮮の「自主」は、清朝の認めがたいものだった。とりわけ当時、朝鮮に駐在した清朝の出先・袁世凱は、
それを「背華自主」「斥華自主」と呼んで指弾し、また朝鮮を公然と「半主の属邦」⁽⁴⁷⁾と称したりした。

だからといって、清朝がまったく西洋流の属国として朝鮮を遇したわけではない。その究極的なよりどころ

は、やはり「属国自主」の観念であり、そのバックボーンをなす伝統的、儀礼的な宗属関係であった。⁽⁴⁸⁾ そのかぎりでは、たとえ名目ではあっても、「自主」概念は生きつづけたし、なればこそ朝鮮側も「自主」（「独立」）を主張できたわけである。

かくして「自主」の二重性は、朝鮮内部では表面「自主」・実質「独立」という重層的な方針に、清朝と朝鮮の間では「属国」と「自主」の対立になった。現実の力関係は清朝が優勢で、一八九〇年代に入ると、朝鮮側の「自主」は清朝の「属国」に圧倒されがちであった。その帰結として、一八九四年、東学の蜂起における「属国を保護するの旧例」に依拠した清朝軍の介入が位置するといつてよい。

しかし周知のとおり、この清朝の派兵は、日清戦争の幕開けとなった。東アジアの歴史の一大画期をなす日清戦争は当然、「自主」概念の構造変化をもたらす。

六 「自主」の一元化

日清戦争に勝利した日本は、清朝とむすんだ下関条約の第一条で、朝鮮を「完全無欠の独立自主の国」と定義した。これを江華条約の「自主の邦」と比べると、ずいぶん念の入った、くどい表現なのだが、上の歴史過程をふまえれば、それも納得できる。こういわなくては、「自主」の二重性を払拭できず、朝鮮の地位も明快にならないからであった。にもかかわらず、この条項をもってしても、なお朝鮮の地位は定まらなかった。

日本は朝鮮政府に対しては、戦勝・条約以前にその主張を強要している。それが日本軍の王宮占領からはじまる、甲午改革にほかならない。朝鮮国王は一八九五年のはじめ、宗廟に宣誓し、いわゆる「洪範十四条」を

發布して、「清国に附依するの慮念を割断し、自主独立の基礎を確建す」と述べた。またこれをうけ、ひきつづき出された「内務衙門令」には、「我が大朝鮮国は本来堂堂たる自主独立国でありながら、中間に清国の干渉を受けて国体を稍損して国権を漸傷してきた」とある。⁽⁴⁹⁾これは日本の井上馨公使のさしがねであるから、まさしく下関条約の「完全無欠の独立自主の国」に対応する観念であった。

もつともこの日本主導の甲午改革は、ながくは続かなかった。戦勝に乗じた日本の朝鮮進出は、三国干渉で頓挫し、朝鮮側の抵抗もまじってきた。業を煮やした日本がひきおこした閔妃暗殺に反撥し、一八九六年のはじめ、高宗がロシア公使館に避難して、親日政権打倒のクーデタがおこる。このクーデタで日本主導の改革もほぼ撤廃されたが、それでも残存した数少ない改革政策の一つに、「独立自主」路線がある。

そもそも清韓の宗属関係は一七世紀、清朝の侵攻で成立したものであり、小中華を自任する朝鮮にはたえがたい屈辱である。それでも耐えて、二百五十年以上を過ごしてきたのは、そうしなくては何をされるかわからないという脅威、そうしておけば外敵から守ってもらえるという保障、いずれにしても、ひとえにその武力をばかかってのことであった。日清戦争で清朝の武力が潰滅した以上、その下風に立つ理由は、もはや建前上であれ、どこにもあるまい。

そこで、重層化した「自主」概念のうち、建前の「属国自主」を払拭、本音の「独立自主」が公然化してく⁽⁵¹⁾る。朝鮮政府もその「独立自主」の地位を公式に獲得しようと、清朝との条約締結交渉を試みる。その一齣、光緒二十二年五月初八日、委辦朝鮮商務としてソウルに駐在していた唐紹儀と華語繙訳朴台榮との会談をみよう。

「朝鮮がこれまで中華の属国だったのは明らかな事実ですが、いま強隣の圧迫を受けて独立自主となりました。これは万やむをえざる仕儀でありまして、中朝はきつとわが国に責めはないと考えてくださると信じます。いま旧来のとりきめを廃しましたので、新たな条約を結びなおさねばなりません。とはいいますが、ずっと中朝の厚恩をうけてまいりましたから、旧をやめて新に変えるとはなかなか言い出しにくいのです。でも新たな条約を結びなおさないと、各国から詰問を受けるおそれがあります。……」

「……宮廷を他国の公使館に借りていては、独立国主と称することはできぬ。これでは独立の権もなく、使節の派遣もむりだ。これも公法に記載するところである」

「閔泳煥がロシアへ戴冠式に出席しておりますが、その合間にロシアに巨額の借款を申し入れ、またロシア軍三千を朝鮮に派遣してソウルを保護してもらおうよう頼んだと聞いております。このロシア軍が来着すれば、君主は必ずや宮廷にもどります。そのとき清朝に使節を派遣するということではいかがでしょう」

「他国の兵が首都に駐在するような国は、その保護国にはかならない。そうした軍なくして独立できないのでは、王には依然として自主の権がないのである。他国の保護がなくては立国できないのでは、つまるところ藩属と何もかわらない。使節など派遣できるわけがない。公法も許さないところである。……」⁽⁵²⁾

ここで注目すべきは、両者ともに「独立」という概念を公然と用いているところである。それまで少なくとも清朝側では、日本のいわゆる「独立」、というような用法しかなかったのに、ここに至って、もはや清韓共通の語彙となった。とりわけ唐紹儀が「公法」を基準にしていることから、「独立」と「自主」の同化、従前の「自主」に内在した二重性の一元化がわかる。

朝鮮国内の「独立自主」の気運は高まりこそすれ、衰えることはなかった。これについては、亡命先のアメリカから帰国した徐載弼が結成した独立協会の運動、とりわけ『独立新聞』の発刊も、大いにあずかって力があつた。政府の外交上の問題でしかなかった「自主」や「独立」の概念が、その活動でいわば社会化しはじめ、「独立自主」が朝鮮のナショナリズムに転化してゆく。⁽⁵³⁾

国王高宗の宮廷帰還、皇帝即位で実現した大韓帝国の成立は、そのひとつの帰結である。ここで朝鮮において、「自主」の二重性は名実ともに消滅した。

もつとも清韓双方の考え方が、即座に一致したわけではない。他国の公使館に寄宿している朝廷など、「独立自主」とはみとめがたい、と朝鮮側の提議をはねつけた清朝政府は、むしろ「属国自主」を継続したい考えで、必ずしも朝鮮のように旧来の「自主」が「独立」に一元化したわけではない。下関条約で朝鮮の「自主を認め」ても、清朝と「対等の国だと認めたわけではない」という唐紹儀の弁明は、⁽⁵⁴⁾そうした立場をあらわすものにはかならない。

清朝にとって転機となつたのは、戊戌変法である。そのさなか、一八九八年の夏に、韓国と対等に条約をむすぶべし、と光緒帝が指示して、韓国に対する認識は「属国」から「友邦」に、「自主」も「属国自主」から「独立自主」に転換した。これ以降、韓国との通交は「各国の通例と相ひ符す」ようつとめ、⁽⁵⁵⁾一八九九年の清韓通商条約の締結にいたる。

比年、環球各国、均しく自主・自保を以て公義と為す。是を以て、光緒二十一年の中日馬関条約の第一款にて、中国は朝鮮国の独立自主を議明す。⁽⁵⁶⁾

引用文は清朝のソウル駐在公使徐壽朋がたずさえた国書の一節である。ここに明らかのように、清朝においてもようやく、韓国の「自主」と「独立」が一致して、韓国「独立」を承認した。「自主」はその二重性を完全に払拭し、「独立」とひとしい概念となったのである。

まとめ

以上の考察によって、一九世紀後半の朝鮮をめぐる国際関係の推移を一言でまとめれば、江戸時代の日本の二重構造が、朝鮮の国際的地位を示す「自主」という概念に転移した、ということが出来る。その契機をなしたのが、西洋の進出・国際法の導入翻訳、そして日本の明治維新であった。

徳川將軍の対外的な称号である「大君」は、その意味が一定しなかったところから、日朝双方の独善的な解釈を許容し、それぞれの自尊心を満たし、関係を円滑にする機能があった。また幕藩体制下の対馬藩は、朝鮮にも臣従する姿勢をとることで、日朝をつなぐ役割を果たした。このように日本側の二重構造は、日朝関係に潜在する原則的な矛盾を顕在化させない、いわば安全弁となっていたのである。

そのため明治維新によって、日本が「大君」・幕藩体制という二重構造を解消し、外交権を一元化すると、日朝関係は矛盾が表面化し、対立がおこる。それがおさまったのは、新たな二重性が設定されたからである。江華条約第一条の「自主」という漢語概念であった。

この「自主」概念は当時、二つの内容を具有していた。ひとつは『万国公法』における independence の翻

訳語であり、いまひとつは清朝が旧来の朝鮮との関係を定義した「属国自主」である。江華条約の「自主」規定に対し、日本側は前者のみかたをし、朝鮮側は「属国自主」とみた。この二重性がふたたび安全弁として作用し、日朝の対立をひとまず解いたと同時に、新たな対立を導くことにもなる。

『万国公法』の翻訳語としての「自主」は、日本語では早くから「独立」とも称した。日本では「自主」がとりもなおさず「独立」なのであり、「自主独立」「独立自主」とも熟した。朝鮮が清朝から離脱自立、「独立」しているというのが、江華条約の「自主」の意味にはかならない。ただし当時の東アジアでは、「大君」・幕藩体制の二重性を払拭、一元化した日本独自の概念だといってよいであろう。

こうした解釈は、朝鮮も清朝も共有できなかった。伝統的な清韓関係にもとづいた「属国自主」を放棄するいわれはなかったからである。そればかりではなく、一八八〇年代に入ると、清朝と朝鮮はその「属国自主」を条約で明文化して、西洋諸国にも承認させようとした。しかし清朝と朝鮮の認識と利害も、完全に一致していたわけではない。

清朝の側は、日本と気脈を通じようとする朝鮮の動きを猜疑警戒して、「属国自主」といいながら、「自主」を名目化する方針に舵を切った。朝鮮の側では、その清朝の姿勢を目の当たりにし、内政外交の「自主」を守るべく、『万国公法』に依拠して、朝貢国は「自主」である、との理論武装で対抗する。朝鮮側は公に「独立」ということばは使わなかった。しかしその「自主」は independence、日本語でいえば「独立」にほかならない。おそらくその外交方針に影響を及ぼしていたはずの俞吉濬などは、はつきり「独立自主」といつている。このあたり、実質的に日本語の「独立」概念が浸透したことがみてとれるのであり、「自主」の概念は朝鮮内部で、建前の「属国自主」と本音の「独立自主」という重層構造になった。

清朝側はこれに対し、朝鮮側という「自主」とは、実質的には「独立」と異ならない「背華自主」だとみて、「属国」の「保護」の強化をはかった。しかしそれは日清戦争をひきおこし、その結果、「自主」概念の二重性は、「独立」一元化に向かう。下関条約、大韓帝国の成立をへて、それが完了したのが一八九九年の清韓通商条約の締結であった。これ以降、清韓関係をとりまく東アジアも、真の意味で西洋的な国際関係となつてゆく。だとすれば、現在の術語概念だけでは、一九〇〇年以前の東アジアを分析描写するに十分ではない。二重性のある翻訳概念の厳存していた時代があったことを十分わきまえておく必要がある。そしてそれと二〇世紀的な観念との連続・断絶いかに看過しては、二〇世紀以後の概念、ひいては東アジア国際関係史の正確な把握も困難になるであろう。

註

- (1) 拙著『属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、二〇〇四年、拙著『世界のなかの日清韓関係史——交隣と属国、自主と独立』講談社選書メチエ、二〇〇八年、拙稿『韓国の独立と清朝の外交——独立と自主のあいだ』岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、二〇〇九年、所収、一六一～一八〇頁。
- (2) 「道光二十四年五月十八日耶蘇紀元千八百四十四年七月三日米清修好通商条約」『大日本古文書——幕末外国関係文書之五』東京帝国大学文科史料編纂所、一九一四年、一四八頁。
- (3) 「調印日本国亜米利加合衆国和親条約」安政元年三月三日、前掲『大日本古文書』四五二頁。
- (4) 「老中達亜米利加応接掛町奉行並下田奉行へ条約批准書並委任状の件」安政二年正月二日、「亜墨利加使節江諭書取」安政二年正月五日、『大日本古文書——幕末外国関係文書之九』東京帝国大学文科史料編纂所、一九一七年、四

- 一六、二六～二七頁。
- (5) Rutherford Alcock, *The Capital of Yccoom: a Narrative of a Three Years' Residence in Japan*, 2 vols., London, 1863, Vol. 1, p. 228. 引用文は、オールコック著・山口光朔訳『大君の都——幕末日本滞在記』岩波文庫、全三冊、一九六二年、上冊、三四〇頁をもとに、意をもって改めた。
- (6) Alcock, *op. cit.*, Vol. 2, p. 137. 引用文は、山口訳前掲書、中冊、四一七～四一八頁をもとに、意をもって改めた。
- (7) 石井孝『増訂 明治維新の国際的環境』吉川弘文館、一九六六年、三三五～三三六頁。
- (8) 以上のくわしい過程は、稿を改めて考察する予定である。
- (9) たとえば、中村榮孝『日鮮関係史の研究』下冊、吉川弘文館、一九六九年、四八二～四八三頁、池内敏『大君外交と「武威」——近世日本の国際秩序と朝鮮観』名古屋大学出版会、二〇〇六年、二四～六〇頁。
- (10) 雨森芳洲「論国王事与某人書」『芳洲文集 雨森芳洲全書』二 関西大学出版部、一九八〇年、四三頁。
- (11) 田代和生『書き替えられた国書——徳川・朝鮮外交の舞台裏』中公新書、一九八三年。
- (12) もちろんそれは、日朝の二国間だけで完結する問題ではない。朝鮮王朝の中華王朝との関係から、そうした姿勢を讀みとろうとしたものとして、木村拓「一七世紀前半朝鮮の対日本外交の変容——「為政以德」印の性格変化をめぐる」『史学雑誌』第一一六編第一二号、二〇〇七年、一～三二頁を参照。
- (13) 同註(10)。
- (14) 「日本忠義」李漢撰・安鼎福編『星湖僊説類選』卷八下、經史篇(朝鮮群書大系統第一九・二〇冊、第二〇冊、朝鮮古書刊行会、一九一五年)。
- (15) 田代前掲書、一七五～一七八頁。
- (16) 孫承詒『朝鮮時代 韓日関係史研究』지성의 삶、一九九五年、一六～一八、七七～七九、一四九～一五〇、一九四～一九五頁(鈴木信昭監訳、山里澄江・梅村雅英訳『近世の朝鮮と日本——交隣関係の虚と実』明石書店、一九九八)

年、二〇〇二二、七九〇八一、一六三〇一六四、二二五〇二六頁。

(17) 石川寛「明治維新期における対馬藩の動向——日朝外交二元化と朝鮮・対馬関係」『歴史学研究』第七〇九号、一九九八年、一〇一七、六一頁。

(18) たとえば、荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年を参照。

(19) 『広沢真臣関係文書』書類、「朝鮮復外交渉書類 清国事情報告書等綴」「イ 来復書式案」、国立国会図書館憲政資料室所蔵。日付は未詳だが、石川寛「近代日朝関係と外交儀礼——天皇と朝鮮国王の交際の検討から」『史学雑誌』第一〇八編第一号、一九九九年、四一頁にしたがって、明治元年の建議としておく。

(20) 『日本外交文書』第二卷第二冊、外務権少丞宮本小一郎ノ意見書、外務省ヨリ太政官辨官宛「朝鮮国一件伺書」明治二年九月二十五日に添付、八五八〇八六五頁。

(21) たとえば、堀達之助編『英和对訳袖珍辞書』徳川幕府洋書調所、文久二年（一八六二）刊、杉本つとむ編『江戸時代 翻訳日本語辞典』早稲田大学出版部、一九八一年、所収、九七一（二〇二）頁。

(22) 吉野作造編『明治文化全集』第八卷、日本評論社、一九二九年、二〇、二二頁。大久保利謙編『西周全集』第二卷、宗高書房、一九六二年、一三、一六頁。

(23) 飛田良文・李漢燮編『ヘボン著 和英語林集成 初版・再版・三版対照総索引』港の人、全三卷、二〇〇〇〜二〇〇一年、第一卷、四〇九頁によれば、「自立」は「独立」のシノニムである。また「自主」がはじめて、かつ「independent」の訳語として『和英語林集成』に収録されるのは、第三版（一八八六年）からであって（同上、四二二頁）、「自主」は当時、日本人一般にはなじみの薄い外来語だったといえよう。

(24) 慶應義塾編纂『福沢諭吉全集』第一卷、岩波書店、一九五八年二月、三三二〜三三三頁。

(25) 『西洋事情初編』卷之一、「小引」、前掲『福沢諭吉全集』第一卷、二八六頁。

(26) 『日本外交文書』第八卷、三条太政大臣ヨリ森山理事官ヘノ指令、明治八年二月二日、五三頁。

- (27) 『日本外交文書』第九卷、森山外務権大丞と仁川府使尹映との応接記、明治九年二月二日、四八頁。
- (28) これについては、前掲拙著『属国と自主のあいだ』三九三頁註(42)を参照。
- (29) 『万国公法』の朝鮮伝来については、多くの研究があるけれども、さしあたりたとえば、徐賢燮『近代朝鮮の外交と国際法受容』明石書店、二〇〇一年、八〇頁を参照。もとよりそれが「国際法受容」とイコールでないことは、くわかえすまでもあるまい。
- (30) 『旧韓国外交文書(日案1)』国史編纂委員会、一九五八年、代理公使花房義質より礼曹判書尹滋承、明治二一年一〇月二四日、三二一〜三三三頁。
- (31) 同上、三三三頁。
- (32) 『清季中日韓交渉史料』第二卷、朝鮮国王の咨覆、礼部の総理衙門あて咨文、光緒二年三月二七日受理に添付、三一六〜三二八頁。
- (33) 『清季中日韓交渉史料』第二卷、朝鮮国王の礼部あて咨文、礼部の総理衙門あて咨文、光緒五年正月初六日受理に添付、三五二〜三五二頁。
- (34) 『清季中日韓交渉史料』第二卷、総理衙門の奏摺、光緒五年正月一八日、三五四頁。
- (35) 『陰晴史』国史編纂委員会、一九五八年、高宗十八年辛巳十二月二十六日・二十七日の条、五二、五七〜五八頁。
- (36) 『陰晴史』高宗十九年壬午三月初四日の条、一一一〜一一二頁。
- (37) 前掲拙著、六二頁、馬建忠「適可齋記行」巻四、「東行初録」光緒八年四月初四日の条、一二〜一三頁、『清季中日韓交渉史料』第二卷、六二二〜六二二頁。
- (38) 前掲拙著、六八頁、『李文忠公全集』訳署函稿巻一三、「津海関周道・候選馬道覆魚允中節略」頁四〇、四一、『清季中日韓交渉史料』第三卷、九八四〜九八六頁。
- (39) 井上毅「擬与馬觀察書」明治一五年一〇月二九日稿、『梧陰文庫』A―856。

- (40) 『清季中日韓交渉史料』第二卷、魚允中と津海關道周馥の筆談、光緒八年四月初三日、五八九頁。
- (41) 『尹致昊日記』全五卷、国史編纂委員会、一九七五年、第一卷、一八八四年一月六日の条、一〇六頁。
- (42) そのくわしい経過は、前掲拙著、第六章を参照。
- (43) 『兪吉濬全書』全五卷、一潮閣、一九八二年、第IV卷、「再答清使照会」三三二～三三九頁。
- (44) 代表的なものとしては、たとえば、月脚達彦『朝鮮開化思想とナシヨナリズム——近代朝鮮の形成』東京大学出版会、二〇〇九年を参照。
- (45) 『兪吉濬全書』第IV卷、「国権」二六～二九、三一～三二、三三、三五、三六～三七、四二～四三頁。
- (46) Owen N. Denny, *China and Korea, Seoul, 1888*, esp. p. 5. それに関わる具体的な考証は、前掲拙著、四七八～四七九頁、O・N・デニー著／岡本隆司校訂・訳註『清韓論』成文社、二〇一〇年、八四～八五頁を参照。
- (47) 前掲拙著、一六九、三七二頁。
- (48) それを表現する典型的な事例が、一八九〇年、朝鮮の神貞大王大妃趙氏に対する論祭であった。拙稿『奉使朝鮮日記』の研究』『京都府立大学学術報告（人文・社会）』第五八号、二〇〇六年、一一～三七頁を参照。
- (49) 『朝鮮王朝実録』高宗三三、高宗三十二年甲午十二月甲寅の条、同高宗三三、高宗三十二年乙未正月丁丑の条。
- (50) 田保橋潔『近代朝鮮に於ける政治的改革（第一回）』朝鮮総督府朝鮮史編修会編『近代朝鮮史研究』朝鮮総督府、一九四四年、一四〇頁。
- (51) たとえば、柳永益『甲午更張研究』一潮閣、一九九〇年（柳永益著・秋月望・広瀬貞三訳『日清戦争期の韓国改革運動——甲午更張研究』法政大学出版社、二〇〇〇年）、月脚前掲書を参照。さきにもた「洪範十四条」が、兪吉濬の起草になった、という事実（月脚達彦『開化思想の形成と展開——兪吉濬の対外観を中心に』『朝鮮史研究会論文集』第二八集、一九九一年、二二頁）などは、その一例とみることもできよう。
- (52) 『清季中日韓交渉史料』第八卷、光緒二十二年六月初二日受理、北洋大臣王文韶の函に添付、四八五六～四八五七

頁。

(53) 月脚前掲書、一七五～二〇七、二二四～二三七頁。

(54) 『清季中日韓交渉史料』第八卷、光緒二十二年六月二十八日受理、北洋大臣王文韶の咨文に添付、委辦朝鮮商務唐紹儀と趙秉稷の「問答」、四八九九～四九〇一頁。

(55) 『清光緒朝中日交渉史料』巻五二、「軍機処寄唐紹儀電信」光緒二十四年七月十六日、頁七。

(56) 茅海建『戊戌变法史事考』生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇五年、四五七頁。

〔附記〕 本稿は二〇一〇年八月二十八日、韓国ソウル大学奎章閣韓国学研究院で開催された、第三回奎章閣国際シンポジウム「The Japanese Annexation of Korea, 100 Years After: Looking Back at 1910」に提出した報告ペーパー「大君と自主と独立——一九世紀朝鮮の國際的地位をめぐって」に大幅な加筆修正を施したものである。シンポジウムで報告の場を与えていただき、貴重なご意見をお寄せくださった司会の金泰雄 (Kim Tae Woong) 教授はじめ、討論者・参会者、関係者の方々に感謝もうしあげたい。なお、上記の報告ペーパーの英文版 (つまり本稿の英文要約版) は、*Acta Asiatica*, No. 102, 2012 に掲載される予定である。